

令和7年12月23日

災害に係る特別休暇の対象範囲の見直しについて(提案)

1 提案理由

国家公務員における災害に係る特別休暇の対象範囲について、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職－328）及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職－329）が改正され、対象範囲が拡大されることとなった。本府においても、国に準じた見直しを行う。

2 提案内容

天災その他の非常災害により職員の現住所が滅失、損壊した場合等に一週間以内で必要と認める期間を取得可能とする特別休暇の「これらに準ずる場合」において下線のとおり、適用範囲を拡充する。

改正後	現行
<p>天災その他の非常災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき、<u>天災その他の非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき等をいう。</u></p>	<p>天災その他の非常災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。</p>

3 実施時期

令和8年4月1日

4 協議期限

令和8年1月20日